

北都銀行の店名・店番変更に伴う届出の提出について（依頼）

令和7年3月以降、北都銀行の店名・店番が順次変更されることに伴い、現在障害福祉サービス費等の振込先に該当金融口座を指定されている事業者の皆様については登録情報の変更が必要となります。

つきましては、本会ホームページに掲載の「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」に記載の上、本会介護保険課あて送付くださるようお願いいたします。

○本会ホームページ「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」

(<https://www.akita-kokuhoren.or.jp/jiritu/todokede/>)

障害者総合支援事業者の皆様 > 障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届出、委任状【PDF】

○届出を提出いただきたい対象機関

店名・店番が変更される北都銀行の下記口座を指定している事業所等

令和7年3月24日変更		令和7年5月26日変更		令和7年7月28日変更	
091	酒田支店	127	茨島支店	001	本店営業部
093	東京支店	220	五城目支店	092	仙台支店
124	泉支店			121	山王支店
125	御所野支店			126	秋田東支店
212	能代駅前支店			128	あきたびじん支店

※現行店名・店番を記載

※上記対象店名・店番以外の北都銀行の口座を指定している場合は提出不要です

○留意事項

1. 障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届は店名・店番変更実施日の前月15日頃までにご提出をお願いします。
2. 現在指定されている金融口座とは別の金融口座に変更を希望される場合は、介護給付費の請求及び受領に関する届の提出に併せて変更後の口座番号、カナで印字された口座名義を確認できる預金通帳等のコピーの添付をお願いします。